



島根県報

平成20年10月10日（金）

号外 第 122 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 整 備 課） 2

告 示

島根県告示第822号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成20年10月10日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	掛合大東線	雲南市三刀屋町多久和 1156番1地先から同 1181番13地先まで	前	メートル 5.00～ 21.00	メートル 170.00	道路改良工事 拡幅	
			後	12.00～ 30.00	170.00		
"	"	雲南市三刀屋町多久和 1186番13地先から同 1306番1地先まで	前 A	3.50～ 9.50	225.00	雲南県土整備 事務所 左記のA及びBは関係 図面に表示する敷地の 区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ	
			後	A	3.50～ 9.50		225.00
				B	12.00～ 34.00		210.00
"	皆井田江津線	江津市跡市町4023番2 地先から同1670番1地 先まで	前	6.50～ 19.00	132.00	道路改良工事 拡幅	
			後	7.50～ 25.00	132.00		
"	大田井田江津線	江津市都治町707番1地 先から同町705番4地先 まで	前	13.00～ 22.00	68.00	濱田県土整備 事務所 不用物件発生 減幅 払下げ	
			後	12.00～ 20.00	68.00		